

公益社団法人上牧町シルバー人材センター  
総会運営規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人上牧町シルバー人材センターの総会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

第2章 総会の招集の手續等

(招集の手續)

第2条 総会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 総会の日時および場所
- (2) 総会の目的である事項
  - ① 招集と同時に送付する総会参考資料または議案の内容およびその他の必要とする書類
- (3) 書面によって議決権を行使することができる旨
  - ① 書面表決書の内容および様式
  - ② 書面表決書を開催日の前日までに提出すべき旨
- (4) 他の構成員を代理人として表決を委任することができる旨
  - ① 委任状の内容および様式
  - ② 委任状を開催日の前日までに提出すべき旨

(招集の通知)

第3条 総会を招集するには、理事長は、総会の開催日の1週間前までに、構成員に対して書面によりその通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない構成員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

2 前項の通知には、第2条に定める事項を記載するとともに、第2条第2号の規定により送付することとした書類を同封しなければならない。

(議決権行使に関する基準日)

第4条 総会開催日の属する月の前月末日に在籍する正会員及び特別会員をもって議決権を有する構成員とする。

第3章 総会の開催

(会場の設営等)

第5条 総会の開催の際には、会場を設営し、議事運営に必要な職員等を配置する。

(構成員等の出席)

第6条 総会に出席する構成員は、受付において、会員証、総会招集通知等の提示によりその資格を明らかにしなければならない。

2 構成員の代理人として総会に出席する者は、受付において、会員証、総会招集通知等と委任状の提出等により、その資格を明らかにしなければならない。

(構成員以外の者の出席)

第7条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

2 この法人の職員及び弁護士等は、議長、理事又は監事を補助するために、議長の許可を得て、総会に出席することができる。

#### 第4章 総会の議事

(議長)

第8条 総会の議長は、その総会において出席した構成員の中から選任する。

2 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

3 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。

(1) 構成員又はその代理人として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者

(2) 議長の指示に従わない者

(3) 総会の秩序を乱した者

4 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

(定足数の確認)

第9条 総会の開会に際し、司会者は出席者数を確認し、会場に報告しなければならない。

(開会の宣言)

第10条 開会の予定時刻が到来したときは、司会者は議場に開会を宣言する。

(開会時刻の繰り下げ)

第11条 やむを得ない事由がある場合には、開会時刻を繰り下げることができる。この場合、司会者は既に入場している構成員等に対して遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

(議題の付議の宣言)

第12条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

- 2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。
- 3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第13条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

- 2 構成員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが構成員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合と議長が認める場合はこの限りではない。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第43条又は第44条の規定により構成員から提案があった場合、議長はその構成員に議題の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

(議題の審議)

第14条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 発言の順序は、議長が決定する。
- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第15条 構成員は、総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第1項の動議が、総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用に当たるとき、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

(採決)

第16条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

- 2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。ただし、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに採決を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者数が定款第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 4 修正案の採決においては、書面によって、原案に賛成の旨行使された議決権については、修正案に反対の意思が表明されたものとして、また、原案に反対又は棄権の旨行使された議決権については、修正案の採決につき棄権したものとして取り扱う。
- 5 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 6 議長は採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。議長が議決権を有するときは、その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(出席した構成員の議決権の数)

第17条 総会の決議については、次の数の合計数を出席した構成員の議決権の数とする。

- (1) 出席した構成員本人の議決権の数
- (2) 代理人を出席させた構成員の議決権の数
- (3) 書面表決書を開催日の前日までに提出した構成員の議決権の数

(採決結果の宣言)

第18条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(休憩)

第19条 議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

第20条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所について決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することができる。
- 3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに構成員に通知しなければならない。
- 4 延会又は継続会の日は、当初の総会の日より2週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第21条 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期若しくは続行が決議された場合は、閉会を宣言する。

(議事録)

第22条 総会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、別表に掲げる事項を記載しなければならない。また、議長及び議事録署名人

がこれに署名又は記名押印しなければならない。

(議事の経過及びその結果の報告)

第23条 議長は、欠席した構成員に対して、議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。

## 第5章 事務局

(事務局)

第24条 総会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

## 第6章 雑則

(改廃)

第25条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

議事録記載事項

- 1 総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は構成員が総会に出席をした場合における当該出席の方法）
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する構成員があるときは、当該構成員の氏名
- 4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
  - イ 監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
  - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された総会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
  - ハ 監事が、理事が総会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、総会に報告したとき
  - ニ 監事が監事の報酬等について意見を述べたとき
- 5 総会に出席した理事、監事の氏名
- 6 議長の氏名
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名